

平成25年度施策の事前分析表
(資料1 ～ 資料6)

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

<p>施策目標名</p>	<p>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること (施策目標Ⅲ-2-1)</p>	<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房統計情報部 労働基準局 職業能力開発局 雇用均等・児童家庭局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室長 野地祐二 監督課長 美濃芳郎 労働条件政策課賃金時間室長参事官 里見隆治 安全衛生部計画課長 井内雅明 安全課長 奈良 篤 労働衛生課長 泉 陽子 化学物質対策課長 森戸和美 労災補償部労災管理課長 木原亜紀生 海外協力課外国人研修推進室長 塚本勝利 雇用均等・児童家庭局総務課長 定塚由美子 雇用均等政策課長 成田裕紀 職業家庭両立課長 中井雅之 短時間・在宅労働課長 田中佐智子</p>											
<p>施策の概要</p>	<p>この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施している。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>													
<p>予算書との関係</p>	<p>この施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 一般会計 (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費【平成25年度予算額:453,469千円】 労働保険特別会計労災勘定 (項)安全衛生対策費【平成25年度予算額:16,675,981千円】 (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費【平成25年度予算額:1,561,074千円】 (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費【平成25年度予算額:55,667千円】 労働保険特別会計雇用勘定 (項)男女均等雇用対策費【平成25年度予算額:876,603千円】一部</p>	<p>関連施策</p>	<p>基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標10(妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること)の施策目標(安全・安心な職場づくりを推進すること)は同一のものである。</p>													
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することで職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第12次労働災害防止計画(平成25年度~29年度)によって、労働災害の一層の減少を図るため、労働災害や業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化を行うとともに、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組を図る。</p>			<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>		24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28												
モニ	モニ	実績	モニ	モニ												
<p>測定指標</p>	<p>基準値 基準年度</p>	<p>目標値 目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 24年度 25年度</p>	<p>最新値 年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>											
<p>1 労働災害による死亡者数</p>	<p>1,093 平成24年</p>	<p>929 平成29年</p>	<p>— 前年と比べて5%以上減少させること</p>	<p>1,093 平成24年</p>	<p>日本の労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間1000人を越える方が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、取組を強化する必要がある。 このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。</p>											
<p>2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上)</p>	<p>119,576 平成24年</p>	<p>101,640 平成29年</p>	<p>前年と比べて5%以上減少させること</p>	<p>119,576 平成24年</p>	<p>日本の労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、平成21年に過去最小となったが、その後、平成22年以降は3年連続で増加している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少(平成24年比)」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。</p>											

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	目標年度							
-	-		-					
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	-		
-	-	-	-	-	-	-		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業(平成9年度)	40百万円 (28百万円)	38百万円 (38百万円)	36百万円	1.2	①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。②安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地相談を行う。③受入れ企業・団体に技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。	-	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を通じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	340
(2) 就労条件総合調査費(平成12年度)	31百万円 (21百万円)	24百万円 (20百万円)	24百万円	-	総務省が実施している「経済センサス-基礎調査」から産業・企業規模別に抽出された15大産業に属する常用労働者30人以上の民营企业を調査対象として公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。	-	当該調査結果は、労働政策審議会の各種分會、検討会、研究会等での検討資料や、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」の促進のための行動指針などに活用されている。これにより、労働時間短縮のための施策の検討等が行われ、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進に寄与しているものである。	341
(3) 家内労働安全衛生管理費(昭和49年度)	21百万円 (9百万円)	18百万円 (9百万円)	14百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合:85%以上	家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	342
(4) 女性労働者健康管理等対策費(昭和48年度)	21百万円 (13百万円)	15百万円 (7百万円)	14百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。	母性健康管理に関する相談件数:3,199件	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。	343
(5) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費(平成18年度)	2,048百万円 (2,048百万円)	1,987百万円 (1,941百万円)	2,015百万円	1.2	(独)労働者安全衛生総合研究所が行う事業の運営に必要な経費を交付し、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策に資する。	調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定等へ反映された件数を10件程度とする。	①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究や、②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾患、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	344

6)	産業医学振興経費 (昭和53年度)	5,453百万円 (5,453百万円)	4,998百万円 (4,969百万円)	5,012百万円	1.2	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資する。	・産業医研修事業受講者数を25,000人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上にする) ・産業医資格取得希望者のための研修参加者を550人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上にする)	過重労働による過労死・過労自殺が増加しているため、法律に基づき事業場での労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められ、また、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務となっている。産業医学振興財団の実施する産業医の資質・能力向上、産業医学に関する調査研究・情報発信、産業医科大学への助成等の事業に対し補助をすることで、産業医学の振興を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	345
7)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,844百万円 (1,484百万円)	1,516百万円 (1,431百万円)	1,377百万円	1.2	労働災害の防止を目的として設立された労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。	・労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 (安全衛生水準向上に効果があるとした事業場等の割合を80%以上とする) ・労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。 (災害防止に効果があるとした者の割合を80%以上とする)	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。各種労働災害防止協会が事業主の自主的な取り組みを側面から支援することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	346
8)	地域産業保健事業 (平成5年度)	2,032百万円 (1,914百万円)	2,125百万円 (1,986百万円)	2,230百万円	1.2	産業医の選任が義務づけられていない常時使用労働者数50人未満の小規模事業場での労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、定期健康診断後の対応等や長時間労働者に対する面接指導を実施する。	健康相談利用者数を前年度実績以上とする。	職場での産業保健活動は産業医が中心となって行われているが、常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場では、産業医の選任が義務づけられていないため、労働者の健康管理等が十分に行われていない。また、国内ではこうした事業場が全体の約97%を占めている。そのため、こうした事業場に対し産業医業務を提供することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	347
9)	じん肺診断技術研修事業 (昭和49年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	じん肺法に基づくじん肺管理区分の決定を行う地方じん肺診断医に対し、管理区分決定のための診断・審査をしっかりと行うため研修を実施し、必要な技術を習得させる。	研修を1回行う。	地方じん肺診断医に対する研修を実施することで、地方じん肺診断医の技術の向上と平準化を促し、じん肺管理区分決定の全国斉一的な実施担保する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	348
10)	じん肺有所見者に対する普及啓発事業 (平成9年度)	10百万円 (4百万円)	3百万円 (3百万円)	3百万円	1.2	企業の衛生管理者等を対象に、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発のための研修を実施する。	研修を7回以上、合計300人以上に対して行う。	「じん肺有所見者に対する教育指針」を、粉じん作業がある事業場に対して普及・定着させることで、事業場のじん肺予防対策の一層の推進をめざし、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	349
11)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,110百万円 (1,357百万円)	1,199百万円 (1,198百万円)	1,192百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断の実施を行う。	手帳所持者の健康診断実施率を平成23年度の実績以上とする。	健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施を通じて、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	350
12)	呼吸用保護具の性能の確保のための買い取り試験 (平成12年度)	22百万円 (22百万円)	22百万円 (22百万円)	24百万円	1.2	市場に流通する国家検定に合格した防じんマスク及び防毒マスク並びに日本工業規格に適合した電動ファン付き呼吸用保護具(以下「呼吸用保護具」という。)の買取り試験を実施することで、呼吸用保護具の性能の確保を図ることを目的とする。	現在市場に流通している、25年度中に有効期間が終る防じんマスク及び防毒マスクについて、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。	有害な作業環境下で使用される防じんマスク及び防毒マスクについて、国家検定合格型式のうち市場に流通しているものを調査して把握し、買取り試験の実施を通じて、厚生労働大臣が定める規格や型式検定合格時の品質を維持しているかを確認する。さらに平成25年度においては、改正石綿障害予防規則(平成21年)及び改正粉じん障害防止規則(平成19年)において、特に粉じん濃度が高い作業においての使用を義務付けている電動ファン付き呼吸用保護具についても、東日本大震災の復興工事における石綿を含む建築物の解体工事の増加等に伴い、その使用が増加していることから、買取り試験の対象にすることで、その性能の確保を図る。品質が維持された呼吸用保護具を使用することで、健康障害の防止が期待でき、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	351

13	作業環境における個人ばく露測定に関する実証的検証事業 (平成22年度)	17百万円 (12百万円)	12百万円 (12百万円)	10百万円	1.2	作業環境測定において、特定の作業時においては、現行の作業環境測定方法よりも有用であると考えられている個人ばく露測定方法について、現場での検証の実施、検討会の開催による検討等を通じて、個人ばく露測定方法の実施方法及びその結果の評価方法、現在の作業環境測定(場の測定方法)との比較検討等を行うことで、個人ばく露測定方法の導入に向けた具体的方策を検証する。	労働衛生の専門家等を参集した検討会の開催、検討会で検討された内容の実証検証(現場測定)を行い、最終的に報告書として取りまとめる。	一定の作業現場では現行の作業環境測定方法(場の測定)よりもより有用であるとされる個人ばく露測定方法について、当該測定方法に係る具体的な測定方法及び評価方法等を検証し、これを取りまとめた結果に基づき測定を行うことで、より適切に作業環境を把握することが可能となる。そして、これに基づき改善措置を図ることで、労働者の健康障害の防止が期待できるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	352
14	メンタルヘルス対策支援事業 (平成20年度)	1,286百万円 (1,270百万円)	1,263百万円 (1,250百万円)	665百万円	1.2	事業者、産業医等からの相談対応、個別事業場に対する訪問支援等を実施し、事業者の取り組みメンタルヘルス対策を総合的に支援する。	訪問支援件数を10,713件以上とする。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等について助言等を行うことにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることができ、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	353
15	職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業 (平成21年度)	68百万円 (68百万円)	61百万円 (50百万円)	49百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医、労働者等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報をインターネットを通じて情報提供する。	サイトへのアクセス数を70万件以上とする。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等についての情報提供を実施することにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることができ、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	354
16	ストレス症状を有する者に対する面接指導等に関する研修事業 (平成17年度)	160百万円 (104百万円)	97百万円 (0円)	148百万円	1.2	産業医等を対象としてストレスに関連する症状・不調の確認の進め方等の職場のメンタルヘルス対策について研修を行う。 (平成24年度は、労働安全衛生法の改正法案により義務づけることを予定していたストレスチェックと面接指導の実施方法について研修することとしていたが、本法案が平成24年度中に成立しなかった(衆議院の解散により廃案になった)ため、未契約となっている。)	研修の実施を47回以上行う。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。このような状況で、職場のメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を中心的に行っている産業医等に対し研修を行い、その資質の向上を図り、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	355
17	化学物質管理の支援体制の整備事業 (平成12年度)	126百万円 (115百万円)	83百万円 (78百万円)	75百万円	1.2	化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類の実施とGHSに対応したモデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成や相談窓口による化学物質管理に関する情報提供・相談対応等を行う。	150の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。	化学物質の表示・文書(SDS)に係る情報収集、化学物質管理に関する相談対応、化学物質管理に係る人材育成等について支援することで、労働安全衛生法の努力義務規定等に基づき事業場での自発的な化学物質管理を促進して化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	358
18	ナノマテリアルの有害性等調査事業 (平成21年度)	111百万円 (110百万円)	302百万円 (302百万円)	174百万円	1.2	以下の事業を実施することでナノマテリアルの発がん性等の有害性を調査する。 ①ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施 ②遺伝毒性試験によるナノマテリアルに係る有害性等の情報収集	長期がん原性試験(2年間のうちの2年目)を実施する。	現在、ナノマテリアルによる労働者への健康影響は未知であることから、労働者のばく露形態を想定した吸入試験による長期のがん原性試験の実施等によってナノマテリアルの有害性を調査し、労働者の健康障害の防止に資することができる。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	359
19	化学物質の有害性調査事業 (平成12年度)	850百万円 (817百万円)	825百万円 (825百万円)	825百万円	1.2	実験動物(マウスとラット)を用いて、長期間化学物質にばく露させ、化学物質の発がん性等の有害性を調査する。	・試験が終了する予定の2物質について試験結果を公表する。	OECDテストガイドラインに基づき、予備試験と本試験(マウスとラットを合計800匹用いて2年間ばく露を行う。)を行って化学物質の発がん性等の有害性を調査することで、労働者の健康障害の防止に資するため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	360
20	新規起業事業場就業環境整備事業 (平成19年度)	81百万円 (80百万円)	80百万円 (76百万円)	77百万円	1.2	新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。	1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。	本事業は、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多い新規起業事業場に対し、労働時間管理や安全衛生管理体制等の確立について支援を行うものであり、労働災害の発生防止につながることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	361

(21)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	120百万円 (69百万円)	97百万円 (73百万円)	123百万円	1.2	①自動車運転者時間管理等指導員(以下「指導員」という。)を引き続き配置して、個別訪問の上、指導・助言を行う。②荷主から連なる貨物運送業務受注事業者を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。	指導員が個別訪問した事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。	本事業は、事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止につながるものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	362
(22)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	395百万円 (332百万円)	274百万円 (257百万円)	238百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センター、安全衛生技術センター(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)の計13施設)のうち、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に修繕する。 平成25年度においては、我が国で唯一、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している「日本バイオアッセイ研究センター」(以下「センター」という。)の施設整備等を実施する。	センターの吸入実験装置等の整備と建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。	化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うことで、化学物質の有害性を事前に把握し対策を講じることが可能となるため、国内の労働災害及び職業性疾病の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	363
(23)	労働安全衛生融資資金利子補給金 (昭和47年度)	185百万円 (185百万円)	206百万円 (206百万円)	233百万円	—	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒償却の補填を行う。 (資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤・環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、当該融資制度を廃止している。現在は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額133百万円を回収する。	労働安全衛生融資制度は、資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う職場環境改善のための機械設備の設置等のために必要な資金を長期かつ低利で融資するというものであり、これにより、中小企業における労働災害を防止するための基盤・環境が整備されることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 (なお、本融資制度は既に廃止されており、現在の事業内容は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務となる。)	365
(24)	「労災かくし」の排除のための対策の推進 (平成13年度)	48百万円 (39百万円)	47百万円 (39百万円)	46百万円	—	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2)パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3)建設業者に対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査	健康保険の不支給決定で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。	労働災害発生事業の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図り、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する。	366
(25)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費に必要な経費 (平成18年度)	211百万円 (179百万円)	56百万円 (50百万円)	56百万円	1.2	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、(独)労働安全衛生総合研究所の施設・設備の更新・整備に対して、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、補助を行う。	施設整備に関する計画的な実施を行う。(3件)	既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新・整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	367
(26)	技能講習修了者のデータ一元管理 (平成23年度)	147百万円 (90百万円)	103百万円 (102百万円)	96百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録者令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条と25条、並びに登録講習機関の自主的な情報提供に基づき登録講習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	技能講習修了者のデータ入力を80万件以上行う。	現在、技能講習を行う登録講習機関は廃止した機関も含めると全国で約3千機関ある。修了証を紛失や破損した場合、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるというような労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録講習機関ごとに交付されるが、建設工事等では、一人の労働者が車両系建設機械やフォークリフトの運転、玉掛けなど複数の技能講習を修了している場合も多い。 このため、一元的に管理したデータを活用して、異なる登録講習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。 このため、全国の登録講習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	368

(27)	安全衛生啓発指導当経費 (平成24年度)	82百万円 (58百万円)	119百万円 (101百万円)	117百万円	1.2	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。	労働災害防止活動を効果的に促進するため、年間計画にしたがい、全国安全週間・全国労働衛生週間等の期間中に、集団指導(平成25年度:1,916件)を実施する。	測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。	369
(28)	外部専門機関の整備・育成等事業 (平成23年度)	9百万円 (2百万円)	19百万円 (17百万円)	15百万円	1.2	事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健サービスを提供する外部専門機関の創設に向けた支援として、事業場に対するニーズ等の調査及び外部専門機関として産業保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行う。	外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野は多様化してきているため、産業医の個人的な知識や能力に依存するのではなく、事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健活動を行うことで、労働者の健康管理等の充実が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	370
(29)	職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務 (平成23年度)	12百万円 (12百万円)	25百万円 (17百万円)	77百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙防止対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話又は実地指導等を行い、労働者の健康を保持する観点から適切な受動喫煙防止対策が講じられるよう支援する。	全国で電話相談及び実地指導の実績を平成24年度に比べ2割以上増加させる。	全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度で46%(現在実施している助成金制度の対象業種以外の事業場を含む)であるが、受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由としては、14.9%(平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)の事業者が「どのように取り組めばよいか分からない」と回答しているため、当該事業による電話相談と実地指導等によって、事業場における適切な受動喫煙防止対策の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	371
(30)	働きやすい職場環境形成事業 (平成23年度)	53百万円 (1百万円)	72百万円 (34百万円)	90百万円	1.2	平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、①国民及び労使に向けた周知・広報(パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの改修・継続運営)、②労使の取組の支援(具体的な取組を促進していく際に参考となる資料の作成・周知、参加者の実務に生かすことのできるセミナーの開催)を実施する。	— (ポータルサイト「あかるい職場応援団」へのアクセス件数:1月平均16,000件以上)	メンタルヘルス不調を生じさせる要因となりうる職場のパワーハラスメントについて、左記の「あかるい職場応援団」を通じた周知広報を行い、問題の予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防にもつながることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	372
(31)	墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	75百万円 (55百万円)	77百万円 (67百万円)	71百万円	1.2	建設業と造船業で発生率の高い、墜落・転落災害について、両業種での防止措置の徹底を図る必要があることから、建設業について、手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導業務等を実施するとともに、造船業について、統括安全衛生責任者等に対する教育研修会等を行う。また、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図るため、足場の設置が困難な屋根上等での作業に関するマニュアルを作成し、墜落対策実演研修会を開催する。	・手すり先行工法等の普及のための指導・支援:年間200事業場以上(指導・支援事業場のうち、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法等を採用する」との回答の割合:80%以上) (統括安全衛生責任者等に対する研修会参加事業場のうち、「具体的な改善措置を講じた事業場の割合:80%以上) ・墜落対策実演研修会:年間34回以上(墜落対策実演研修会参加事業場のうち、「役にたった」との回答の割合:80%以上)	建設業では、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占めることから、平成21年に省令改正し、足場等からの墜落防止措置を強化して義務付けるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図ってきたが、手すり先行工法の普及率は未だ31%である。当該事業の実施によって安全な足場を普及させるとともに、足場の設置が困難な場所からの墜落防止対策を普及することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	373
(32)	東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	228百万円 (146百万円)	301百万円 (268百万円)	252百万円	1.2	東日本大震災に係る復旧工事について、異業種から新規参入する労働者の増加や大量の工事が隣接したエリアで輻輳して行われることが想定されることから、労働災害の多発が危惧される。このため、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットホームを被災地3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施する。	・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導:年間1,150事業場以上 ・安全衛生教育支援:年間1,150事業場以上(安全衛生教育支援の実施の結果、「役に立った」との回答の割合:80%以上)	平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年に944人の方が死傷し、40人の方が亡くられるという事態となり、その後も復興工事の実施に伴う労働災害が多発し、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年間を要した。東日本大震災では、本事業の実施で災害発生率を抑制し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	375
(33)	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 (平成23年度)	91百万円 (46百万円)	108百万円 (73百万円)	49百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計と風速計の貸出しを行い、たばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することで、職場での効果的な受動喫煙防止対策を実施するための支援を行う。	・全国で測定機器の貸出の実績を平成24年度に比べ2割以上増加させる。	受動喫煙を防止するためには、事業場の実態を踏まえた適切な対策を講じることが必要であるが、職場の浮遊粉じん濃度を測定していない事業者は79.3%、喫煙室等に向かう気流の風速を測定していない事業者は88.7%(いずれも平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)となっている。このような測定機器については、一般の事業場での使用頻度は高くなく、測定機器は高価であることから、当該測定機器を無料で貸し出すことにより、事業場での受動喫煙に関する現状把握、さらに測定結果を受けた効果的な受動喫煙防止措置の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	377

(34)	受動喫煙防止対策助成金 (平成23年度)	329百万円 (36百万円)	608百万円 (101百万円)	785百万円	1.2	中小企業を対象に、受動喫煙による健康への悪影響から労働者の健康を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって受動喫煙防止対策を推進する。	全国で助成金の利用実績を平成24年度に比べ5割以上増加させる。	受動喫煙による健康影響については、各種調査等ですでに明らかとされており、国際的にも急速に取組が進んでいるが、全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度で46%にとどまっており、職場で労働者は多くの時間を過ごすにもかかわらず対策が遅れている。助成金制度によって、喫煙室の設置等の取組を支援することで、受動喫煙防止対策の一層の促進を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	378
(35)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	261百万円 (32百万円)	598百万円 (265百万円)	483百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく線量等管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。	— (緊急作業に従事した労働者すべてについて被ばく線量、健康診断結果等を蓄積するデータベースの運用が成果であるため、定量的な指標の設定は困難。)	データベースの運用、健康相談等を行うことにより、緊急作業従事者等の健康状態を長期的に管理することが可能となり、もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	380
(36)	労働安全衛生等事務費	261百万円 (217百万円)	227百万円 (195百万円)	216百万円	—	労働者の安全衛生を確保するためには、適切な労働安全衛生対策を推進する必要があり、労働安全衛生対策を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。	測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。	381
(37)	職業病予防対策の推進 (—)	7百万円 (6百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。	— (検討会開催のための事務費であり、性質上、定量的な目標の設定は不可)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するために総合的な委員会を開催することにより、適正な職業病予防対策の推進を図るものであることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	382
(38)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年)	8百万円 (6百万円)	7百万円 (6百万円)	7百万円	1.2	粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や、関係団体との連絡会議等を実施する。	粉じん障害防止対策にかかる集団指導を、各監督署毎に1回ずつ、計325回開催する。	粉じん障害防止総合対策を事業場に対して、広く普及し、衛生水準を向上させることで、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。	383
(39)	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知 (昭和49年)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	平成24年4月の省令改正により、呼吸用保護具使用対象業務とされた屋外におけるアーク溶接作業について、当該業務を行う事業場に対して、集団指導を実施すると共に、そのポイントを示した資料を作成・配布する。	リーフレットを27万部作成し、全国の労働局及び監督署、並びに関係65団体に配布する。	平成24年4月の省令改正の内容を広く周知することで、事業場における粉じん障害防止対策の推進を促し、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。	384
(40)	有害物質安全対策費 (昭和54年度)	297百万円 (243百万円)	111百万円 (96百万円)	101百万円	1.2	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行っている。 新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。	・新規化学物質の官報による名称公表回数毎年4回とする。 ・申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。	新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施することで新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	385
(41)	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置 (昭和54年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	新規に届出がなされた化学物質について、評価を行うことで、健康障害防止に資する。	新規化学物質として届出があったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を少なくとも毎年1回は発出する。	新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性調査試験結果について、専門家による評価を行い、健康障害のおそれのあるものについては健康障害防止に係る指針(通達)を発出することを内容としているため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	386

(42)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	272百万円	247百万円 (212百万円)	248百万円	1.2	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	387
(43)	労働衛生指導医設置経費 (昭和49年)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	3百万円	1.2	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。	(労働衛生指導医から意見を述べさせるという当該事業の性格から指標設定は困難。)	労働安全衛生法に基づく都道府県労働局長の作業環境測定及び健康診断実施の指示を通じ、事業場の衛生管理を徹底させることで、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。	388
(44)	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 (平成23年度)	265百万円 (226百万円)	210百万円 (173百万円)	226百万円	1.2	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施することにより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。	時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。	本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止を図ることを目的とするものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	389
(45)	チェーンソー取扱作業指導員設置等経費 (一)	9百万円 (7百万円)	7百万円 (6百万円)	7百万円	1.2	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を必要であると考えられる各局に設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用い、チェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。	(指導員の設置という事業の性格から指標設定は困難。)	振動障害防止対策を推進するために必要な労働局に設置しているものである。チェーンソー取扱作業指導員は、社会的信望があり、林業における振動障害の防止に関する深い関心と理解を有する等の要件を具備した者のうちから都道府県労働局長が委嘱することとなっている。チェーンソー取扱作業指導員が実効性が高い現場指導を実施することで振動障害の予防対策に資するため、測定指標1、2に寄与すると見込んでいる。	390
(46)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	11百万円 (9百万円)	11百万円 (9百万円)	11百万円	1.2	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。	機械による労働災害の対前年比減少	機械による災害は、全労働災害の約1/4を占め、その件数は2万8000件に上る。また、機械による災害は死亡などの重篤な災害となる傾向があることから、当該事業の実施によって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	391
(47)	特別安全衛生指導等経費 (平成47年度)	45百万円 (38百万円)	44百万円 (38百万円)	57百万円	1.2	技術の進歩に伴い危険性が高くなっている業種及び建設業などの災害発生率が著しく高く重大災害が多い職種に対する特別安全指導の実施、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾患及び振動障害の予防のための特別監督指導等を実施し、労働者の安全、健康管理及び一般の労働条件等の確保を行う。	労働災害の対前年比減	危険性が高い業種、労働災害発生率の高い業種に対する安全指導等を実施して労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	392
(48)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	115百万円 (111百万円)	108百万円 (105百万円)	106百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が労働する都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。これらの相談や指導をより丁寧に分かりやすく行うために、関係リーフレットの作成等を行う。	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす。	本事業は、外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等を行うことを目的とするものであることから、測定指標の1及び2に寄与すると見込んでいる。	393
(49)	日中安全衛生プラットフォーム事業 (平成24年度)	-	10百万円 (4百万円)	9百万円	1.2	年に1度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実施し、安全衛生政策に関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事案についての協議等を行う。また、政策対話の実施に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。	政策対話とシンポジウムを1回以上開催する	中国は、日本最大の貿易相手国で、進出企業数も世界第一位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分のため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事案が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸入品等に係る国内の労働災害、職業性疾病の予防を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	395
(50)	新たな作業環境測定方法の実証的検証 (平成24年度)	-	9 9.3百万円 (9百万円)	9百万円	1.2	作業環境測定における測定方法は、作業環境測定基準(大臣告示)に個々の物質ごとに規定されているが、一部の化学物質については、検知管方法等の簡易な測定方法を認めている。現在、技術開発により新たに検知管等の簡易測定機器が流通しているところであり、これらの製品について、作業環境測定で利用できる精度を有しているかの検証を行う。また、同じく、現在作業環境測定基準に定められている各化学物質に係る測定方法について、評価指標たる管理濃度と比べて十分な測定精度を有しているかの検証を行う。	労働衛生の専門家等を参画した検討会の開催、検討会で検討された内容の実証検証(現場測定)を行い、最終的に報告書として取りまとめる。	現行の作業環境測定方法と比べて簡易に実施できる検知管方法による濃度測定について、市場の実態及び個々の製品に係る有用性を実証検証する。また、現在、作業環境測定基準に規定されている測定方法について、年々低濃度化している評価指標たる管理濃度と比べて十分な測定精度を有したものであるかを実証検証する。これらの結果を踏まえて法令改正することによって、より適切な作業環境管理が可能となるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	396

(51)	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (平成24年度)	-	38百万円 (30百万円)	36百万円	1.2	陸上貨物運送事業での労働災害が減少傾向にないことから、災害の多い荷役作業での墜落・転落等災害防止対策を推進するため、陸運事業者向けと荷主向けのガイドラインの普及促進を図るべく、研修会の開催、専門家による事業場安全診断を行う。	研修会を合計58回以上開催する。 (研修後のアンケートで、役立った旨の回答をする者の割合を80%以上とする。)	陸上貨物運送事業では、平成23年の死傷災害件数は13,820人と対前年(780人(+6.0%))増加している。この増要因である荷役作業中の墜落や転倒等の災害を当該事業の実施によって抑制することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	398
(52)	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 (平成24年度)	-	11百万円 (10百万円)	11百万円	1.2	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されることから、諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を取り入れ、体系的に林業労働災害防止対策を示したガイドラインを策定することを目的に、先進的な林業労働災害防止対策を検討し、検討結果に基づき我が国への林業労働災害防止対策に活用可能な対策を実地で検証する。	実地検証の対象:年間28事業場以上 (実地検証の結果、「検証した労働災害防止対策が役立った」との回答の割合:80%以上)	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されている。諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を検討し、活用可能な対策を日本に導入することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	399
(53)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	-	36百万円 (29百万円)	36百万円	1.2	母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合 70%以上	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。	400
(54)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	119百万円 (119百万円)	118百万円 (107百万円)	191百万円	-	企業におけるポジティブ・アクションを推進するため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や均等・両立推進企業表彰の実施等企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、男女雇用機会均等法の履行確保及び企業におけるポジティブ・アクションの取組促進を図る。	機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大や雇用均等対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合90%以上	ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、ポジティブ・アクションの取組促進に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	401
(55)	短時間労働者均等待遇啓発事業 (平成19年度)	354百万円 (318百万円)	428百万円 (365百万円)	496百万円	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均等推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合 90%以上	パートタイム労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理状況を聴取して、法違反については是正を求め、効果が期待できる。雇用均等指導員(均等推進担当)はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	403
(56)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	171百万円 (150百万円)	151百万円 (142百万円)	230百万円	-	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスの使用料等を計上するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用する。	業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間21百万円の経費削減、年間216.6人日分の業務処理時間の削減を図る。	都道府県雇用均等室における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図ることにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等の推進に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	404

(57)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	105百万円 (105百万円)	104百万円 (90百万円)	100百万円	-	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。	<p>女性の就業促進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合 90%以上</p> <p>女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 90%以上</p> <p>働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上</p> <p>働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 90%以上</p>	全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることにより、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境整備が進展する。	405
(58)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成24年度)	102百万円 (60百万円)	76百万円 (60百万円)	75百万円	-	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。	405と同じ (「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費であるため。)	405と同じ (「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費であるため。)	408
(59)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業 (平成25年度)	-	-	76百万円	1.2	第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、事業者に対するコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起するとともに、介護従事労働者の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。	事業場に対するコンサルティングが有用であった旨の評価を80%以上の事業場から得る	第三次産業の労働災害の件数は、近年では全労働災害の4割超を占めている。第三次産業の中でも労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象とした労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-020

60	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費(平成25年度※組み替え新規)	137百万円 (99百万円)	175 168百万円 (130百万円)	113百万円	1.2	中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウやこれを担う人材が十分ではないため、中小零細規模事業場においてリスクアセスメントが円滑に導入・実施されるよう、以下の支援等を行うことにより、中小零細規模事業場における労働安全衛生水準の向上を図る。 (1)あんぜんプロジェクトの推進と労働災害情報コンテンツのホームページ上での一元管理 (2)災害多発業種の中零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 (3)機械のリスクアセスメント等の研修教材の作成や研修会の実施 (4)災害事例等の作成 (5)安全シンポジウムの実施	・ホームページ(安全プロジェクト・職場のあんぜんサイト)のアクセス件数を1,100万件以上確保する。 ・リスクアセスメントに係る研修を開催し、2000名以上を参加させる。(リスクアセスメント研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組むうえで有用であった旨の評価を80%以上得る。)	最近の厳しい経済情勢により企業での安全衛生管理活動の後退が懸念される中で、民間のみでは実施が困難な事業を国が支援することで、事業場の安全力の維持・向上を図り、労働災害の減少に繋げていくことから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-021
61	職場における化学物質管理に係る総合対策(平成25年度)	-	-	173百万円	1.2	化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な管理、未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。	前年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質について、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により有害化学物質管理対策の一層の推進を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-022
62	石綿による健康障害防止対策の推進(平成25年度)	-	-	142百万円	1.2	石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月)」に基づき、当該作業にかかると適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る	・東日本大震災の被災地等における建築物解体現場やがれき集積場の石綿中濃度測定を100カ所程度行う。	石綿含有建築物の解体に当たっての事前調査を行う中小規模事業者の能力向上を図るため、中小規模事業者の集団に専門家を派遣し、事前調査に関する技術的指導・助言を行う。また、建材の石綿含有を分析する分析機関の技術レベルを踏まえた支援を行う。さらに、東日本大震災の被災地において、建築物等の解体現場等、がれき置き場等の石綿中濃度測定を実施し、石綿中濃度測定の結果を踏まえ、専門家による石綿ばく露防止対策の検証を行うことで石綿ばく露防止対策を推進する。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-023
63	廃棄物焼却施設におけるダイオキシンのばく露防止対策(平成25年度)	-	-	7百万円	1.2	焼却炉の解体作業におけるダイオキシンばく露防止対策については、労働安全衛生規則により付着物の除去、湿潤化、保護具の使用等を義務付けるとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を示しているが、近年、設置場所で解体を行わず処理場に移動後解体を行う方法(以下「移動解体」という。)が見られることから、移動解体にも対応すべく対策要綱の見直しに向けた検討を行うことを目的とする。	焼却炉の解体作業にかかるとの事前調査及び当該調査を踏まえた専門家による検討会を開催し、結果のとりまとめを行う。	移動解体を行う廃棄物焼却施設(5事業場程度)において、ダイオキシンの作業環境測定及び焼却灰の分析を実施し、労働者へのばく露状況とダイオキシンによる汚染状況を把握する。把握した結果はとりまとめるとともに、専門家による検討会を開催し、対策要綱の見直しを行う。さらに見直しした対策要綱の周知啓発及び局署を通じた指導を行うことによりダイオキシンによるばく露防止対策に期待できるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-024
64	治療と職業生活の両立等の支援対策事業(平成25年度)	-	-	13百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。	就労継続支援の手引きを作成し、事業場等に周知する。	職場環境等の複雑化や労働者の高齢化に伴い、業務条件や作業環境が長期にわたり発症や増悪の要因となる作業関連疾患の予防のための労働者の健康管理や、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制は課題である。事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援対策を推進するための支援として、就労継続支援の手引きを作成し関係者に周知を行うことで、疾病の増悪や労働災害の予防につながる。測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-025
65	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導(平成25年度)	-	-	144百万円	1.2	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細企業事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資料を貸与し、連合体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。	団体等に対する指導回数を300回以上とする。	本事業で指導を受けた団体等が、貸与された教育用資料を使用して、会員である中小零細事業者の放射線管理を支援することにより、中小零細事業者の放射線管理能力が向上し、労働者の放射線障害を防止に資すると見込んでいる。	新25-026
66	家内労働安全衛生確保事業(平成25年度)	-	-	12百万円	1.2	事業主団体や委託者に対して、危険有害業務に関する安全措置の実態について訪問ヒアリングを実施するとともに、危険有害業務に従事する家内労働者に対して、産業医等による健康相談会を活用し、危険有害業務に関する作業環境や災害事例等についてヒアリングを実施する。	危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数を80人以上とする。	危険有害業務に係る家内労働の現状、問題点及び課題を把握した上で、今後の災害防止対策を検討し、家内労働者のけが災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	新25-027

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(Ⅲ-4-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

<p>施策目標名</p>	<p>豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(Ⅲ-4-2)</p>				<p>担当部署名</p>	<p>労働基準局 政策統括官(労働担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>勤労者生活課長 松原明紀 勤労者生活課労働金庫業務室長 加藤滋穂 労政担当参事官 岸本武史</p>													
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、中小企業退職金共済制度の普及促進、勤労者財産形成促進制度の活用促進等を図ることを目的としている。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、勤労者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること</p>															
<p>予算書との関係</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 労働保険特別会計 労災勘定 (項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:1,984百万円] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 [平成25年度予算額:110百万円の内数] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 [平成25年度予算額:48百万円の内数] 雇用勘定 (項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:6,487百万円] (項)独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費 [平成25年度予算額:33百万円] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 [平成25年度予算額:1,880百万円の内数] (項)独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 [平成25年度予算額:133百万円の内数]</p>				<p>関連施策</p>	<p>-</p>															
<p>施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその提出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、こうした従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与している。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与している。</p>					<p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																	
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																	
<p>測定指標</p>	<p>基準値 基準年度</p>	<p>目標値 目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 24年度 25年度</p>		<p>最新値 年度</p>	<p>測定指標の測定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数</p>	<p>-</p>	<p>平成25年度からの累積 1,620,000人</p>	<p>平成29年度</p>	<p>332,600人 324,000人</p>	<p>442,567</p>	<p>平成23年度 中小企業は独力で退職金制度を設けることが難しく、大企業に比べ依然として退職金制度が普及していない状況であることから、中小企業退職金共済制度は、中小企業事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。 本制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。 (平成23年度の最新値と平成24、25年度目標値の違いは、平成23年度の数値に適格年金制度からの移行者(129,715人)が含まれていることによる。)</p>															
<p>2 勤労者財産形成促進制度の利用件数</p>	<p>-</p>	<p>前年度以上</p>	<p>平成25年度</p>	<p>前年度以上 前年度以上</p>	<p>9,378,415</p>	<p>平成23年度 勤労者が豊かで安定した生活を送るためには計画的な財産形成を支援することが重要であることから、勤労者財産形成促進制度は、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な貯蓄や持家取得を、国や事業主が支援することを目的としている。 本制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、前年度以上の目標値としたものである。</p>															
<p>3 全労働金庫に対する検査実施率</p>	<p>-</p>	<p>50%以上</p>	<p>平成25年度</p>	<p>50%以上 50%以上</p>	<p>43%</p>	<p>平成23年度 労働金庫法に基づき設立された会員制の協同組織金融機関である労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動とこれらの構成員等のために金融の円滑を図ることにより、労働者の経済的地位の向上に寄与している。 本制度の目的にかんがみ、その業務の健全かつ適切な運営の確保は重要であることから、検査の実施率を測定指標として設定し、その目標水準としては、金融実態に応じた的確な検査が行える検査周期として、1つの金庫に対し2年に1回の周期(金融庁が行う地域銀行等への検査周期と同程度)が適当と考え、そのような目標値を設定したものである。</p>															
<p>測定指標</p>	<p>目標 目標年度</p>		<p>測定指標の測定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																		
<p>(参考)測定指標</p>	<p>平成20年度</p>	<p>平成21年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>平成23年度</p>	<p>平成24年度</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計労災勘定】	88億円 (86億円) 2,254百万 円 (1,978百万 円)	84億円 2,040百万 円 (1,906百万 円)	85億円 1,984百万 円	1	①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 ② 財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。	在籍被共済者が前年度を上回る	中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。	441
中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計雇用勘定】	6,559百万 円 (6,555百万 円)	6,371百万 円 (6,286百万 円)	6,487百万円	1	①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 ② 財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。	在籍被共済者が前年度を上回る	中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。	442
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費(平成23年度)	341百万円 (341百万 円)	435百万円 (421百万 円)	33百万円	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定及び雇用促進融資勘定運営費交付金の交付。 なお、①独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定運営費交付金は、平成25年度より廃止となった。 また、②独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金について、雇用促進融資事業は債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定及び雇用促進融資勘定運営費交付金の交付。 なお、①独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勘定運営費交付金は、平成25年度より廃止となった。 また、②独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金について、雇用促進融資事業は債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。	443
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費(平成15年度)	2,596百万 円 (2,596百万 円)	2,538百万 円 (2,468百万 円)	2,383百万円	-	○労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。 ○全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員(3,481人※)を対象に必要な専門知識・技能を付与。(※平成25年度労働大学校研修実施計画における計画数)	-	①機構が蓄積した調査研究の成果を、労使関係者をはじめ広く国民に普及を図ること、②労働行政担当職員へ専門知識・技能を付与する研修を実施することにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与、豊かで安定した勤労者生活の実現に寄与している。	444
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費(平成16年度)	70百万円 (69百万 円)	90百万円 (76百万 円)	180百万円	-	独立行政法人労働政策研究・研修機構の本部及び労働大学校の整備又は改修のための経費。(補助率100%)	-	—(施設整備費のため)	445

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(IV-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

<p>施策目標名</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標IV-1-1)</p>	<p>担当部局名</p>	<p>職業安定局首席職業指導官室 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>首席職業指導官 野村 栄一 需給調整課長 富田 望</p>													
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (目標2)労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (目標3)官民の連携により労働力需給機能を強化すること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>基本目標IV 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標IV-1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p>															
<p>予算書との関係</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 一般会計 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部) [平成25年度予算額:78,866千円] 労働保険特別会計雇用助定 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部) [平成25年度予算額:67,963,321千円] (項)業務取扱費:失業等給付業務に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:35,516,362千円]</p>	<p>関連施策</p>	<p>-</p>															
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあつたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとする。 根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄) 一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。 ・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとする。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとする。(根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)) ・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとする。</p>		<p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モ二</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28														
モ二	モ二	実績	モ二	モ二														

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度			
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	-	-	30%以上	毎年度	28%以上	30%以上	29.0%	平成24年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。
2 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)	-	-	28%以上	毎年度	26.5%以上	28%以上	27.7%	平成24年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。 ※1 早期再就職者数(注1)/受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	-	-	24.5%以上	毎年度	26%以上	24.5%以上	24.3%	平成24年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。
4 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	-	-	35%以上	毎年度	35%以上	35%以上	35.1%	平成24年度	早期の再就職等労働力需給のミスマッチ解消を図るため、求人者が求める仕事探し、就職するための手段となることを目的として「しごと情報ネット」を運営していることから、しごと情報ネットを利用した者が実際に行動を起こす割合を測定指標とし、平成25年度においても、その割合が35%以上であることを目標値として設定。

5	説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数	-	-	20,000所	毎年度	20,000所	20,000所	62,441所	平成24年度	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数が一定以上数となることを目的とする。
測定指標		目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
-		-			-	-				
(参考)測定指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
-		-	-	-	-	-				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予定額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号		
	23年度	24年度								
(1) 人材銀行運営費 (昭和42年度)	5.8億円 (5.5億円)	1.9億円	1.9億円	-	人材銀行において、管理職、専門・技術職に特化して職業相談・職業紹介等を行い、専門的知識・技術を有する者の再就職の促進と、中小企業等産業界の求める経営管理者、技術者等の充足を図る。	人材銀行の新規求職者のうち就職した者の割合20%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	453		
(2) ハローワークプラザ運営費 (平成11年度)	19.9億円 (17.4億円)	22.4億円	8.6億円	1.3	ハローワークプラザを設置し、求職者が求人情報等を簡易かつ効率的に閲覧することができる求人情報提供端末を設置するとともに、職業相談・職業紹介等を実施する。	就職率32.5%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	454		
(3) マザーズハローワーク事業推進費 (平成18年度)	22.1億円 (19.6億円)	22.9億円	23.8億円	1.3	子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、平成18年度よりマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない地域のうち多数の利用者が見込まれるハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国173箇所の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の整備等を行っている。	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率87%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	455		
(4) 失業給付受給者等就職援助対策費 (一)	8.1億円 (5.6億円)	6.9億円	6.8億円	1.2,3	失業給付受給者等の早期再就職を支援するため、就職支援セミナーの集中的実施や、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)を配置して担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援等、各種の支援措置を行う。	・雇用保険受給資格者の早期再就職割合28%以上 ・就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90% ・就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による再就職支援プログラムの就職率78%以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	456		

(5)	再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	40.3億円 (37.8億円)	38.5億円	31.9億円	—	<p>主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)(以下「就職支援ナビゲーター」という。)を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。</p>	<p>・雇用保険受給資格者の早期再就職割合28%以上 ・就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90% ・就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による再就職支援プログラムの就職率79%以上</p>	<p>本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。</p>	458
(6)	福祉人材確保重点プロジェクト推進費 (平成21年度)	15.0億円 (12.6億円)	16.1億円	13.0億円	1.3	<p>全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、その他のハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行う。</p>	<p>福祉人材コーナーにおける福祉分野の就職件数 3万2千件以上</p>	<p>本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。</p>	459
(7)	非正規労働者総合支援事業推進費 (平成20年度)	31.2億円 (24.3億円)	30.0億円	20.9億円	1.3	<p>非正規労働者に対する就職・生活支援体制を整備するため、「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、「就職支援ナビゲーター(非正規労働者支援分)」を配置して、担当者制によるきめ細かな就職支援(正規就労支援プログラム)、就職セミナー、専門家による心の健康相談、住居・生活相談等を一体的に実施する。</p>	<p>担当者制による就職支援を受けた者の就職率 66%以上</p>	<p>本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。</p>	460
(8)	職業訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費 (平成21年度)	110.5億円 (106.3億円)	106.3億円	91.1億円	1.3	<p>ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリア・コンサルティング、職業訓練へのあっせん 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援</p>	<p>・求職者支援訓練の訓練修了3ヶ月後の就職率 基礎コース60%、実践コース70% ・アンケート調査による利用者の満足度80%</p>	<p>本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。</p>	461
(9)	ふるさとハローワーク事業推進費 (平成20年度)	20.7億円 (15.7億円)	8.8億円	8.3億円	—	<p>ふるさとハローワーク(市町村連携型) 市町村庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行う。 ふるさとハローワーク(都道府県等連携型)(平成23年度末廃止) 国と都道府県が連携して運営協議会を設置し、国が実施する職業相談・職業紹介、地方公共団体が独自に実施する雇用施策に密接に関連した就業支援のための面接会や職場体験等を地域の実情に応じた適切な民間団体に委託し、一体的な支援を行う。</p>	<p>全国のふるさとハローワークの就職総件数85,000件以上</p>	<p>国と地方公共団体が共同で地域の実情に応じた雇用対策を積極的に実施するため、ハローワークの全国ネットワークによる職業紹介機能と地方公共団体が講ずる就業支援施策と共同で提供する拠点「ふるさとハローワーク」を整備することを目的とする。</p>	462
(10)	派遣・請負業界における事業者の質的向上のための取組の推奨について(旧:請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費) (平成19年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	0.4億円	—	<p>① ガイドライン等を活用した請負事業主及び発注元事業主に対する適正化 ② 雇用管理改善に関する相談支援・請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度の実施 ③ 製造請負事業改善推進協議会の開催</p>	<p>・請負事業ガイドラインの内容を含む、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度の認定基準の内容が、その取組を行う事業所から役に立った旨の評価を受ける割合90%以上 ・請負事業アドバイザーの相談により解決した事業運営上の問題点等の処理件数について 200件以上</p>	<p>派遣・請負業界における事業者の質的向上のため、優良な事業者を認定することを通じて、民間の需給調整機能の強化を図る。</p>	466
(11)	ハローワークシステム運営費 (平成23年度)	465.7億円 (423.2億円)	478.3億円	599.6億円	—	<p>職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等ハローワークシステムの運営を行うこと。</p>	—	<p>全国のハローワーク等における職業紹介業務、雇用保険業務等を迅速かつ確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、求職・求人者に雇用や職業に関する情報提供を行うこと等を目的とする。</p>	467

(12)	職業安定行政推進費 (一)	83.8億円 (75.9億円)	74.9億円	73.6億円	—	職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な、一般職業相談員の配置及びその他の公共職業安定所等の必要な事務費。	—	公共職業安定所等を用いて、求人者・求職者のニーズに応じたきめ細やかな職業紹介・職業相談を行うことが必要ことから、運営機能の充実を図ること。	469
(13)	求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	48.0億円 (45.0億円)	46.6億円	41.9億円	1.3	主要なハローワークに「求人開拓推進員」を配置し、事業所訪問等による求人開拓を行うことで、より多くの充足が見込まれる求人の量的確保や、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに適合する求人の確保を推進するとともに、事業所情報の収集、求人充足を図るための相談・助言・情報提供等を通じて、求人・求職の積極的なマッチングを推進する。	・求人開拓推進員1人 当たりの開拓求人数 830人以上 ・求人開拓推進員1人 当たりの開拓求人の 充足数 240人以上	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	470
(14)	労働者派遣等労働力需給調整システム実態把握事業費 (平成23年度)	0.5億円 (0.0億円)	0.8億円	0.7億円	—	① 製造業務派遣と登録型派遣の在り方の検討のための実態調査 ② 特定労働者派遣事業の在り方の検討のための実態調査 ③ 日雇派遣の原則禁止についての施行状況に関する実態調査 ④ 職業紹介事業者の実態調査 ⑤ 職業紹介等を活用する一般の事業者の実態調査	調査票の回収率 全体で平均20%以上	労働者派遣の実態を適切に把握し、派遣事業所の適切な運営及び派遣労働者の保護と雇用の安定等を図るための支援策・対応策等につなげる。 職業紹介の実態を適切に把握し、民間の職業紹介事業者の適切な運営を図るための支援策・対応策等につなげる。	471
(15)	労働者派遣事業の適正な運営に係る経費(旧・労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (平成23年度)	8.1億円 (6.3億円)	7.8億円	7.6億円	5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施・リーフレットによる派遣元事業主、派遣労働者等への周知・派遣元事業主、派遣先、請負事業主及び発注者等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施・派遣労働者への説明会及び相談会の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化	・説明会や集団指導において、派遣元事業主、派遣労働者等、利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合90%以上 ・個別の相談支援により、問題点等が解決した割合90%以上	派遣元・先や派遣労働者を集めた説明会や相談会の開催を通じ、改正法を円滑に施行することで、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の雇用の安定を図るという目的を達成する。	472
(16)	長期失業者等総合支援事業費(復興関連事業) (平成23年度)	0.8億円 (0.01億円)	5.8億円	18.7億円	1	厳しい雇用失業情勢において、1年以上の長期にわたり失業している者(長期失業者)は増加を続け、平成23年末の長期失業者は121万人と高水準にあり、失業者の失業期間の更なる長期化も懸念される。このため、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、グループワーク、メンタルヘルス相談、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。	支援開始者の就職率50%	長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、長期失業者等の早期再就職を促進する。	474
(17)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	—	34.6億円	29.3億円	—	希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう「一体的実施施設」を設置する。また、地域の実情に応じた雇用対策を実施するため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して、就職支援セミナー等を実施する。	事業実施地域ごとに運営協議会で策定する事業運営計画の中で、成果目標(就職件数等)を設定(目標設定期間:平成24年度～平成26年度)	地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施を推進し、地域の実情に応じた支援を実施する。	475
(18)	人材サービス関連情報提供等事業費 (平成25年度)	—	—	1.2億円	4	① 官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を実施 ② 適格紹介に向けた具体的な取組みを行っている事業者を推奨し、求人者と求職者との早期マッチングを促進する仕組みの構築を実施 ③ 職業紹介事業者の適正な事業運営の推進を実施 ④ 求人情報誌、インターネットサイト等で求人情報を提供する民間求人情報提供事業者に対し、求人情報の適正化のための指導・援助を実施 ⑤ 労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」を稼働し、許可・届出事業者一覧をはじめ、労働力需給調整制度の周知や最新情報等の情報提供を行う。 ⑥ 都道府県労働局職員に対する現状における職業紹介事業の問題点の認識、課題の共有等を図るため全国担当者会議を開催	しごと情報ネットを通じて求人情報に応募等を行った割合35%以上	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を通じ、労働市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供し、もって、早期の再就職等労働者の雇用の安定及び需給調整機能の強化に資する。	新25-028

<p>(19) 長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)</p>	-	-	0.3億円	-	<p>ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、以下の業務を実施する。 1 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 2 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導 3 長期療養者の就職後の職場定着の支援 4 がん診察連携拠点病院等への出張相談、労働市場、求人情報等の雇用関係情報の提供</p>	<p>・長期療養者就職支援事業の就職率25%以上</p>	<p>ハローワークががん診療連携拠点病院等の相談支援センターと連携し、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援のモデル事業を実施し、がん患者等の就職の実現を目指すとともに、就職支援に関するノウハウ・知見の蓄積を図る。</p>	<p>新25-029</p>
---------------------------------------	---	---	-------	---	---	------------------------------	--	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(V-2-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと(施策目標V-2-2)				担当部局名	職業能力開発局能力開発課	作成責任者名	能力開発課長 志村 幸久											
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者の社会的自立の促進のために実施している。				政策体系上の位置付け	基本目標V.労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと 施策大目標2.働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援を行うこと													
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 一般会計 (項)障害者等職業能力開発支援費[平成25年度予算額:4,693,053千円] (項)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費[平成25年度予算848,366千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)障害者職業能力開発支援費[平成25年度予算額:1,042,064千円]				関連施策	基本目標V(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと)の施策大目標V-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標V-1-1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業訓練により労働者の職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連している。													
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「障害者に対しては、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。」とされている。					政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28															
モニ	モニ	実績	モニ	モニ															
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
					24年度	25年度													
1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%	平成22年度	65.0%	平成29年度	60.0%	61.0%	65.9%	平成23年度	障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者職業能力開発校の受講者の就職率を測定指標として選定した。 障害者職業能力開発校においては、職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、就職が困難な特別支援障害者の割合が今後も増加することが見込まれており、また、「重点施策実施5か年計画」(P)において障害者職業能力開発校の修了者における就職率を平成29年度に65%とすることとしている。目標値の設定にあたっては、こうした事情や、就職率が景気などの要因に左右されることを踏まえ、直近3カ年の平均値を上回るように設定した。										
2 障害者委託訓練修了者における就職率	43.8%	平成22年度	55.0%	平成29年度	50.0%	47.0%	44.4%	平成23年度	障害者委託訓練は職業能力開発促進法に基づき実施されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者委託訓練の受講者の就職率を測定指標として選定した。「重点施策実施5か年計画」(P)において、障害者の委託訓練修了者における就職率を平成29年度に55%とすることとしており、過去の実績の傾向も踏まえて目標値を設定している。										
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
-	-		-	-															
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度														
3 障害者職業能力開発校の修了者における就職者数	941	924	1,043	1,096	-														
4 障害者の委託訓練修了者における就職者数	2,046	2,346	2,526	2,290	-														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 障害者職業能力開発校運営委託費 (昭和22年度)	28億円 (27億円)	27億円	26億円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適應した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練科目の整備等を図り障害者の雇用の促進に資する。	就職率:61%	職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	611
(2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 (平成16年度)	16億円 (11億円)	15億円	13億円	2	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。	就職率:47%	多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	612
(3) 職業転換訓練費負担金	18億円 (15億円)	16億円 (13億円)	16億円	1	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されるところ、その要する費用のうち1/2を国が負担する。	就職率:61%	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	607
(4) 障害者職業訓練指導員経験交流事業費	0.007億円 (0.0001億円)	0.007億円 (0.0001億円)	0.007億円	1	障害者職業訓練校の指導員等が個々の現場において蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより訓練内容の充実・向上等を目的とした交流会を定期的に開催する。	就職率:61%	障害者の職業訓練を担当する指導員が蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより、訓練内容の充実・向上等を図り、就労を支援する。	610
(5) 地域における障害者職業能力開発促進	1億円 (0.9億円)	1億円 (0.9億円)	1億円	2	都道府県において、職業能力開発機関と福祉施設、特別支援学校等の関係機関との連携体制を確立し、教育・福祉から職業訓練への円滑な移行を実現する仕組みを形成する。	各都道府県における福祉施設等から障害者委託訓練受講に至った件数が前年度実績以上	教育・福祉の実施主体である都道府県の資源を有効に活用し、障害者の職業能力開発の促進を図り、就労を支援する。	613
(6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発助定運営費交付金	8億円 (4億円)	8億円 (8億円)	8億円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適應した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。	就職率:61%	中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもとにした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	614

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25(VI-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標VI-2-2)		担当部局名	雇用均等・児童家庭局育成環境課	作成責任者名	育成環境課長: 為石 摩利夫										
施策の概要	本施策は、「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」を目標の柱にして実施している。		政策体系上の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること												
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応している。 (項)児童育成事業費(一部)[平成25年度予算額:33,059,361千円]		関連施策	基本目標VI(男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること)の施策大目標2(利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること)の施策目標2-1(地域における子育て支援等施策の推進を図ること)と2-3(保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること)は、ともに地域における子育て支援という点で、本施策と関連している。												
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	○児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として放課後児童クラブ関連の事業を実施しており、現在は以下の通知等によりその推進を図っている。 ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定)				政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>実績</td> <td>モ二</td> <td>モ二</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	実績	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28												
実績	モ二	実績	モ二	モ二												
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値		最新値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
			24年度	25年度	年度											
1 放課後児童クラブの提供割合	21%	平成21年度 32%	—	—	23% 平成24年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において、平成29年度に40%に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合(小学1~3年生)を目指すこととされているので、当該数値を目標値とした。										
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
		目標年度														
2 放課後児童クラブの基準策定	放課後児童クラブの設備及び運営基準に関する省令を策定する		平成25年度 改正児童福祉法第34条の8の2により、国が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めることになっているため。													
3 基本指針の策定	放課後児童クラブ関連施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定する		平成25年度 子ども・子育て支援法第60条により、国は放課後児童健全育成事業を含む施策を総合的に推進するため、提供体制の確保の内容、実施時期等についての基本的な指針(基本指針)を定めることになっているため。													
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度											
—	—	—	—	—	—											

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業レ ビュー事業番号
	23年度	24年度						
(1) 放課後児童健全育成事業費等 (昭和51年度)	266.8億 円 (222.7 億円)	279.3億 円 (234.5 億円)	287.4億円	1	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営のために必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブの所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。	641
(2) 放課後子ども環境整備等事業費 (平成17年度)	10.1億 円 (3.4億 円)	5.5億円 (2.9億 円)	5.5億円	1	学校の余裕教室等を改修して、新たに放課後児童クラブを設置する際の改修等に必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブの所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。	642
(3) 放課後児童クラブ整備費 (平成6年度)	36.5億 円 (22.7億 円)	22.9億 円 (17.5億 円)	22.9億円	1	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブの所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると見込んでいる。	639
(4) 国立総合児童センターの運営等に 必要な経費 (平成6年度)	11.7億 円 (5.9億 円)	8.5億円 (3.9億 円)	3.4億円	—	昭和54年の国際児童年を記念して昭和60年に開館された「国立総合児童センター」(こどもの城)の運営、整備等を行う。	—	こどもの城における、遊びのプログラムの開発・地方公共団体への情報提供等により、児童の健全な育成及び資質の向上が図られると見込んでいる。なお、設置から27年が経過し、モデル施設としての「こどもの城」の目的は十分に達成できたとの考えから、平成27年3月を目標として閉館することを公表したところであるが、閉館までの間、来館者の安全確保等の観点から、国有財産の管理者として、必要最低限の予算を計上する必要がある。	638
(5) こどもの国施設整備費 (平成6年度)	5.7億円 (5.7億 円)	2.7億円 (2.7億 円)	2.0億円	—	天皇陛下の御成婚記念事業の一つとして建設された、児童健全育成のための中央施設である児童厚生施設(こどもの国)の整備に要する経費の補助を行う。	—	こどもの国の整備費用を補助することにより、こどもの国における児童の健全育成にふさわしい環境が保たれ、もって児童の健全な育成及び資質の向上が図られると見込んでいる。	640
(6) 優良児童劇巡回等事業費 (平成6年度)	5.9億円 (5.9億 円)	5.8億円 (5.8億 円)	4.7億円	—	全国の児童厚生施設等を対象に、こどもの城が行っている子どもと親の遊びを中心とした活動プログラムの普及事業等や、児童健全育成推進財団が行っている社会保障審議会が推薦された児童劇を巡回・提供する事業等に、必要な経費の補助を行う。	—	全国の児童厚生施設職員等を対象とした専門的知識・技術の普及、全国の児童への優れた児童福祉文化財の提供等を行うことにより、地域差のない児童厚生施設職員等の資質向上や児童健全育成事業の普及がなされ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	643
(7) 児童関連サービス調査研究等事業 費 (平成6年度)	0.8億円 (0.8億 円)	0.46億 円 (0.46億 円)	0.46億円	—	子育て支援等を推進する民間団体により、行政が行っているサービスの有効性の確認、子育て家庭の意識、利用者の求めているニーズの把握等、現場に即した調査研究に対し必要な経費の助成を行う。	—	行政が行っているサービスの有効性の確認、子育て家庭の意識、利用者の求めているニーズの把握等、現場に即した調査研究を実施することにより、児童の健全育成に関する国の施策の立案等に資し、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	644
(8) 児童福祉問題調査等事業 (昭和39年度)	1.7億円 (1.7億 円)	1.5億円 (1.5億 円)	1.5億円	—	子どもや家庭の医療・保健・福祉・社会環境等の諸問題についての総合的な調査研究に対し必要な経費の助成を行う。	—	調査研究の成果を通して、児童福祉問題に係る現場ニーズの把握を行い、児童の健全育成に関する国の施策の立案等に反映させ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	645
(9) 子育て支援サービス事業費等 (平成22年度)	3.6億円 (3.6億 円)	3.0億円 (3.0億 円)	2.3億円	—	民間企業・子育てNPOが設置する放課後児童健全育成事業等を実施する施設の整備に対し助成等を行う。	—	民間が設置する放課後児童クラブ等の整備に対して助成等を行うことで、地域の子育て支援機能の充実がなされ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	646
(10) 母子保健要員研修等事業等 (昭和39年度)	1.9億円 (1.9億 円)	1.7億円 (1.7億 円)	0.5億円	—	母子保健医療に携わる者が最新の医学、技術を体得するための研修を実施するとともに、児童並びに家庭に関する情報の把握・分析・提供を行うために必要な経費の助成を行う。	—	母子保健医療に携わる者が最新の医学、技術を体得するとともに、児童並びに家庭に関する情報が広く一般に提供されることにより、母子保健要員の資質向上がなされ、もって児童の健全な育成と資質の向上が図られると見込んでいる。	948

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省25 (VI-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施している。

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標VI-4-1)	担当部署名	雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室、家庭福祉課	作成責任者名	虐待防止対策室長 川鍋慎一 家庭福祉課長 小野太一
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること ③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること	政策体系上の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項におおむね対応している。 (項) 児童虐待等防止対策費 [平成25年度予算額: 96,606,270千円] (項) 国立更生保護機関共通費 [平成25年度予算額: 616,096千円] (項) 国立児童自立支援施設運営費 [平成25年度予算額: 156,193千円]	関連施策	-		

施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきた。</p> <p>また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきた。</p> <p>しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成23年度には59,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。</p> <p>配偶者による暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)(DV防止法)が成立した。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされた。</p>	政策評価実施予定時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
			モ二	モ二	実績	モ二	モ二

測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	24年度			25年度				
1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	58.3%	平成21年度	80%	平成26年度	-	-	64.8%	平成23年度	虐待を受けた子ども等については、地域において関係機関が連携して対応していく必要があるが、その中心的な役割を果たす子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置することにより対応を強化していく必要があるため、指標を設定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。
2 小規模グループケアの実施	446か所	平成20年度	800か所	平成26年度	-	-	809か所	平成24年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。
3 地域小規模児童養護の実施	171か所	平成20年度	300か所	平成26年度	-	-	243か所	平成24年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。
4 里親等委託の実施(委託率)	10.4%	平成20年度	16.0%	平成26年度	-	-	13.5%	平成23年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において定められた数値目標である。
5 配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	27,453	平成23年度	前年度以上	毎年度	27453以上	前年度以上	27,453	平成23年度	DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に滞在するDV事案の顕在化を図る上で重要であり、第3次男女共同参画基本計画(H22.12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。 「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定している。

測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-	-	-

(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	-		-		-		-		-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容	平成25年度行政事業 レビュー事業番号		
	23年度	24年度								
(1) 婦人保護事業費補助金 (昭和22年度)	12億円 (12億円)	12億円 (11.5億円)	12億円	-	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。	-	婦人相談所一時保護施設を退所したDV被害者女性及び要保護女子等を、婦人保護施設で支援すること等について、支援の実施、体制の整備等の促進を図ることができると見込んでいる。	664		
(2) 婦人相談所運営費負担金 (平成14年度)	0.19億円 (0.16億円)	0.19億円 (0.16億円)	0.17億円	5	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担する。	-	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送等に要する経費を負担することにより、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制の整備の促進を図ることができると見込んでいる。	665		
(3) 婦人保護事業費負担金 (昭和31年度)	9億円 (8億円)	8.9億円 (8.5億円)	8.8億円	-	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。	-	婦人相談所の一時保護施設及び一時保護委託施設において、DV被害者女性及び要保護女子等の保護等を行うことができると見込んでいる。	666		
(4) 児童保護費等負担金 (昭和23年度)	835億円 (835億円)	892.8億円 (878.3億円)	907.9億円	2.3	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。 小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配する。	-	小規模グループケア等に対する職員の加配により、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質を図ることができると見込んでいる。	667		
(5) 民間社会福祉事業助成費補助金 (昭和50年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	-	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する、また、通信制により児童福祉司の人材養成を行う。	-	児童委員等が地域福祉活動を活発に展開できるよう、児童委員の資質の向上を図るとともに、児童福祉司の人材養成を行うことは、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与する。	668		
(6) 児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)	21億円 (19億円)	21.7億円 (21.7億円)	36.5億円	1,2,3,4	都道府県が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行う。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑦児童養護施設の退所者等の就業支援事業、⑧身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑨児童虐待防止医療ネットワーク事業	-	児童虐待・DV対策等総合支援事業の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する都道府県の取組を促進し、一層の支援を図ることができると見込んでいる。 また、婦人相談員活動強化事業や売春防止・DV対策機能強化事業を実施することにより、休日夜間の電話相談や都道府県内、関係機関のネットワークの構築等が行われ、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援体制整備の促進を図ることができると見込んでいる。	669		
(7) 要保護児童対策費の共通経費 (-)	0.06億円 (0.02億円)	0.06億円 (0.03億円)	0.06億円	-	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。	-	要保護児童の保護や自立支援の推進を図るための会議、検討会、研修会等の開催に係る委員等の出席旅費・謝金の支出、資料等の印刷製本等を行うことにより、全国の自治体等における要保護児童関係業務の円滑な実施に寄与することができると見込んでいる。	670		
(8) 保健福祉調査委託費 (平成20年度)	0.4億円 (0.4億円)	0.36億円 (0.35億円)	0.35億円	-	下記の調査を事業者に委託し、得られた調査結果を報告書としてまとめる。 ①施設運営等指針の手引書の作成、②親子関係再構築支援の推進、③社会的養護の第三者評価等の推進、④ファミリーホームの設置運営の推進、⑤婦人相談所ガイドラインの策定等、⑥ワーキンググループ・編集委員会の設置・運営等について	-	児童養護施設等の児童福祉施設や婦人相談所等で活用・実施することになる、①施設運営等指針の手引書の作成、②親子関係再構築支援の推進、③社会的養護の第三者評価等の推進、④ファミリーホームの設置運営の推進、⑤婦人相談所ガイドラインの策定等について、調査・検討を進めるものであり、全国の児童福祉施設等での保護及び支援体制の整備の促進を図ることができると見込んでいる。	671		
(9) 児童虐待防止対策費 (平成20年度)	0.29億円 (0.21億円)	0.29億円 (0.25億円)	0.28億円	-	児童虐待防止に係る広報啓発や、会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図る。	-	国において関係機関、関係団体等と連携を図り、普及啓発等の活動を実施していくことは、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与する。	672		
(10) 国立更生支援機関施設整備に必要経費 (大正8年度)	0.05億円 (0.04億円)	0.07億円 (0.04億円)	-	-	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得るよう自立を支援する国立児童自立支援施設において、入所児童の処遇等に必要施設整備を行う。	-	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立きぬ川学院、国立武蔵野学院)に必要な施設整備経費であり、入所児童等の処遇等に寄与することができると見込んでいる。	673		

国立児童自立支援施設の運営に (11必要な経費 (大正8年度)	2億円 (1億円)	1.7億円 (1.5億円)	1.6億円	—	児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、将来社会の健全な一員となり得よう自立を支援する国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成所を運営する。	—	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立きぬ川学院、国立武蔵野学院)に必要な運営経費であり、入所児童等の処遇や全国の児童自立支援施設等で働くことになる職員の養成等に寄与することができると思込んでいる。	674
社会福祉施設等耐震化等臨時特 (12例交付金 (平成21年度)	27億円 (27億円)	97.2億円 (97.2億円)	—	—	自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の耐震化(高台移転を含む)及びスプリンクラー整備の促進、東日本大震災被災地での共生型福祉施設の整備の促進を行う。	—	虐待を受けた児童等が入所する乳児院や児童養護施設、DV被害を受けた女性等が入所する母子生活支援施設や婦人保護施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を行うことで、入所児童等の適切な保護・支援に寄与することができると思込んでいる。	675